

## 令和7年度生成AIパイロット校事業 公募に関するFAQ

令和7年6月6日更新版

Q1.夏季学習会について、自治体の事情により契約締結が夏季学習会までに間に合わない可能性がある。契約日より前の支出は認めないとあるため、夏季学習会の旅費について支出することが難しくなる。何か措置があるか。

A1. 原則、契約日より前の経費の支出は認めませんが、指定箇所・パイロット校の夏季学習会旅費に限り、7月29日（前泊を想定している場合は7月28日）までに契約が締結できない場合、委託費とは別途事務局から旅費を支出することを可能とします（この場合、夏季学習会旅費にかかった額は、契約額から差し引かれます）。そのため、契約が夏季学習会までに間に合わないことが分かっている場合でも、必ず夏季学習会に係る旅費については申請時に計上してください。

Q2. 12月の文部科学省からの連絡では【校務利用】について「無償の約款型生成AIサービスの利用を想定」とあったが、今回の公募要領では「無償の」の部分がなくなっている。有償の約款型生成AIサービスの利用や、利用に係る費用の計上をしても問題ないということか。

A2. ご認識の通り。